

する要介護状態区分をいう。)、特定介護老人福祉施設(当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条第二項又は第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))に入所した要介護旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。)の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この項において同じ。)に要する平均的な費用(同条第二項の厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。)の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

4 8 (略)

する要介護状態区分をいう。)、特定介護老人福祉施設(当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条第二項又は第百十五條の二十九第六項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))に入所した要介護旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。)の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この項において同じ。)に要する平均的な費用(同条第二項の厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。)の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

4 8 (略)

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ、ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員を</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ、ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員を</p>

して、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2・3 (略)

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

して、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2・3 (略)

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十六条（略）</p> <p>第七十二条第一項中「又は介護療養型医療施設」、「又は第四十八条第一項第三号の指定」及び「又は指定」を削り、同条第二項中「又は介護療養型医療施設」を削り、「若しくは第百四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項」を「又は第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項」に改め、「又は第百七条の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百十四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により指定の取消しがあつたとき」を削る。</p> <p><u>第七十八条の十第七号中「、第百四条及び第百十四条」を「及び第百四条」に改める。</u></p> <p><u>第百五条中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。</u></p> <p>第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを次のように改める。</p> <p>第百七条から第百十五条まで 削除</p> <p><u>第百十五条の三十二第一項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「第百十条第五項」を削る。</u></p> <p><u>第百十五条の三十五第一項中「、指定介護療養型医療施設」を削り、同条第六項中「、介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に、「指定介護老人福祉施設</u></p>	<p>第二十六条（略）</p> <p>第七十二条第一項中「又は介護療養型医療施設」、「又は第四十八条第一項第三号の指定」及び「又は指定」を削り、同条第二項中「又は介護療養型医療施設」を削り、「若しくは第百四条第一項」を「又は第百四条第一項」に改め、「又は第百七条の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百十四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により指定の取消しがあつたとき」を削る。</p> <p><u>第七十八条の九第七号中「、第百四条及び第百十四条」を「及び第百四条」に改める。</u></p> <p><u>第九十四条第三項第七号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。</u></p> <p>第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを次のように改める。</p> <p>第百七条から第百十五条まで 削除</p> <p><u>第百十五条の二十九第二項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「指定介護療養型医療施設」を削り、同条第六項中「、介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に、「</u></p>

設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護老人福祉施設」に改める。

(略)

指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護老人福祉施設」に改める。

(略)